

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年10月8日

担当
東京労働局労働基準部監督課
監督課長 安田 幸次
主任監察監督官 河村 直子
電話 03-3512-1612

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和元年度の監督指導結果を公表します

東京労働局(局長 土田浩史)では、このたび、令和元年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった3,774事業場のうち、1,860事業場(49.3%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1ヶ月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、612事業場(違法な時間外労働があったもののうち32.9%)でした。

東京労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【平成31年4月から令和2年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場: 3,774 事業場
- (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
- ① 違法な時間外労働があったもの: 1,860 事業場 (49.3%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
 - 月80時間を超えるもの: 612 事業場 (32.9%)
 - うち、月100時間を超えるもの: 375 事業場 (20.2%)
 - うち、月150時間を超えるもの: 77 事業場 (4.1%)
 - うち、月200時間を超えるもの: 19 事業場 (1.0%)
 - ② 賃金不払残業があったもの: 366 事業場 (9.7%)
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 907 事業場 (24.0%)
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの: 1,877 事業場 (49.7%)
 - ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの: 936 事業場 (24.8%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (平成31年4月から令和2年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

○ 監督指導実施状況

平成31年4月から令和2年3月までに、3,774事業場に対し監督指導を実施し、3,092事業場(81.9%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが1,860事業場、賃金不払残業があったものが366事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが907事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1、2)	3,774 (100%)	3,092 (81.9%)	1,860 (49.3%)	366 (9.7%)	907 (24%)
主な 業種	商業	914 (24.2%)	455	84	231
	製造業	397 (10.5%)	246	33	88
	接客娯楽業	399 (10.6%)	229	73	145
	建設業	295 (7.8%)	134	38	62
	運輸交通業	173 (4.6%)	100	6	40
	その他の事業 (注6)	872 (23.1%)	664	372	69

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反[36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。]、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反[割増賃金]のうち、賃金不払残業の件数を計上している[計算誤り等は含まない。]。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反[衛生委員会を設置していないもの等。]、労働安全衛生法第66条違反[健康診断を行っていないもの。]、労働安全衛生法第66条の8違反[1月当たり80時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。]、労働安全衛生法第66条の8の3違反[客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。]等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
3,774	907 (24%)	1,305 (34.6%)	563 (14.9%)	347 (9.2%)	382 (10.1%)	270 (7.2%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
3,774	431 (11.4%)	770 (20.4%)	411 (10.9%)	395 (10.5%)	563 (14.9%)	1,204 (31.9%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、1,877事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
1,877	220	353	989	859	115	108

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、936事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン)に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
936	509	37	455	33	7	1

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった3,774事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、612事業場で1か月80時間を、うち375事業場で1か月100時間を、うち77事業場で1か月150時間を、うち19事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績(労働時間違反事業場に限る)

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超		
				150時間超	200時間超	
3,774	1,860	1,248	612	375	77	19

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、258事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、1,303事業場でタイムカードを基礎に確認し、763事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、1,375事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)				自己申告制 (注2)(注3)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	PCの使用時間の記録を基礎 (注2)	
258	1,303	763	222	1,375

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

東京労働局管内における監督指導事例

事例・1

業種：ソフトウェア業、従業員：約280人

月 80 時間を超える時間外・休日労働が疑われたため調査したところ、事業場の労働者に 36 協定で定める時間外労働の上限時間を超えて、月 100 時間を超える違法な時間外・休日労働(最も長い労働者は月約 115 時間)を行わせていたもの。

《労働基準監督署が把握した事実》

- ① 労働時間の記録等の関係書類を調査したところ、36 協定で定める「延長することができる時間」を超える時間外労働(最も長い労働者は約 105 時間)を行わせていたことが認められた。
- ② 1か月の時間外・休日労働時間数について、最も多い月で 80 時間を超える労働者が2名、100 時間を超える労働者が1名(最も長い労働者は約 115 時間)認められた。

《指導事項》

労働基準法第 32 条(労働時間)、労働基準法第 36 条第6項(時間外及び休日の労働)(※)違反に対し是正勧告を行うとともに、時間外・休日労働を月 80 時間以内とするよう指導し、1 か月 80 時間を超える労働者について面接指導等の実施に努めるよう指導した。

※ 平成 31 年4月1日の労働基準法改正施行により、36 協定で定めた時間にかかわらず、

- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が月 100 時間以上となった場合
- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6か月の平均のいずれかが 80 時間を超えた場合

には、労働基準法第 36 条第6項(時間外及び休日の労働)違反となります。

(注1) 中小企業については、令和2年4月1日から適用です。

(注2) 建設事業など、特定の事業、業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

事例・2

業種：建設業、従業員：約90人

月 80 時間を超える時間外・休日労働が疑われたため調査したところ、事業場の労働者に 36 協定で定める時間外労働の上限時間を超えて違法な時間外労働(最も長い労働者は月約 195 時間)を行わせていたほか、労働時間管理と健康管理に問題が認められたもの。

《労働基準監督署が把握した事実》

労働時間の記録等の関係書類を調査したところ、

- ① 36 協定で定める「延長することができる時間」を超える時間外労働(最長約 195 時間)を行っていたこと
 - ② 1 か月の時間外・休日労働時間数(休憩時間を除き1週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間)について合計約 235 時間の長時間労働が認められたこと
 - ③ 休日労働において、代休を付与するのみで、発生した割増賃金を支払っていなかったこと
 - ④ 産業医に対し、1か月の時間外・休日労働が 80 時間を超えた労働者の氏名、当該労働者の超えた時間に関する情報を提供していなかったこと
 - ⑤ 労働時間の状況を客観的な方法により把握していなかったこと(※)
- などの問題が認められた。

《指導事項》

①について、労働基準法第 32 条違反(労働時間)により是正勧告を行うとともに、②について、1 か月の時間外・休日労働を 80 時間以内とするよう指導するとともに、80 時間を超える労働者について面接指導等の実施に努めるよう指導した。

③について、労働基準法第 37 条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)違反により是正勧告を行うとともに、不足分を遡及して支払うよう指導した。

④について、労働安全衛生法第 13 条(産業医等)違反により是正勧告を行うとともに、産業医に必要な情報を提供するように指導した。

⑤について、労働安全衛生法第 66 条の8の3(面接指導等)(※)違反により是正勧告を行うとともに、客観的に労働時間の状況を把握するよう指導した。

※平成 31 年4月1日の労働安全衛生法改正施行により、同法第 66 条の8の3(同規則第 52 条の7の3)により、原則、タイムカードやパソコンの使用時間など客観的な記録により労働時間の状況の把握を行うことが義務付けられています。

【参考】 前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

		令和元年度	平成 30 年度	
監督指導 実施事業 場	監督実施事業場	3,774	3,155	
	うち、労働基準法などの法令違反あり	3,092 (81.9%)	2,182 (69.2%)	
主な 違反内容	1 違法な長時間労働があったもの	1,860 (49.3%)	1,215 (38.5%)	
	うち、時間 外・休日労 働の実績が 最も長い労 働者の時間 数が	1 か月当たり 80 時間を超えるもの	612 (32.9%)	738 (60.7%)
		1 か月当たり 100 時間を超えるもの	375 (20.2%)	486 (40.0%)
		1 か月当たり 150 時間を超えるもの	77 (4.1%)	125 (10.3%)
		1 か月当たり 200 時間を超えるもの	19 (1.0%)	32 (2.6%)
	2 賃金不払残業があったもの	366 (9.7%)	178 (5.6%)	
3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	907 (24.0%)	397 (12.6%)		
主な健康 障害防止 に関する 指導の状 況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を 指導したもの	1,877 (49.7%)	2,327 (73.8%)	
	うち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよ う指導したもの	859 (45.8%)	1,231 (52.9%)	
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	936 (24.8%)	598 (19.0%)	